小中学校等防犯対策施設整備工事設計業務委託公募型プロポーザル評価要領

1. 評価について

本要領は小中学校等防犯対策施設整備工事実施設計業務を委託するに当たり、「小中学校 等防犯対策施設整備工事設計業務委託公募型プロポーザル実施要領」等の資料を基本とし た上で、評価点の算出方法について示すものである。

2. 審査項目、配点、評価方法について

(1) 各評価段階での配点は下記のとおりとする。

段階	審査項目	配点
1次審査	(1)平成31年4月以降に提案事務所が受注した業務実績	40.0
	(2)配置予定技術者の保有資格及び専任配置の人員数	40.0
	計	80.0
段階	評価項目	配点
2次審査	技術提案(1)	40.0
	技術提案 (2)	40.0
	技術提案 (3)	20.0
	技術提案(4)	20.0
	価格評価	10.0
	計	130.0

(2) 評価方法について

・受託候補者等の特定に関することは、下記の選定委員会で決定する。

教育部教育総務課長(委員長)

教育部学校教育課長

教育部学校教育課副参事

建設部都市計画課長

- ・1次審査及び2次審査は書面審査とし、プレゼンテーション及びヒアリングは行わたい。
- ・参加表明する提案事務所が3社を超えた場合、1次審査を実施し、2次審査へ進む得点上位3社を選定する。
- ・1 次審査にて得点が同点となった場合は、1 次審査項目 (1) の数が高いものを上位とする。(1) も同点の場合は、(2) の点数が高いものを上位とし(2) も同点の場合は、各選定委員の協議により順位を決定する。

なお、1 次審査の評価は持ち越さず、受託候補者は2 次審査の評価により選定するものとする。

・得点は評価係数に評価点を乗じたものとする。

(3) 評価基準について

①平成31年4月以降の業務実績(1次審査)

提案事務所が受注した、平成31年4月以降に履行が完了した住宅以外の建築物に付随する防犯カメラ設置工事又は門扉改修工事の設計業務実績を対象とし、評価する件数は3件までとする。

評価基準	評価係数	評価点
防犯カメラ設置工事の設計業務実績	1.00	40
門扉改修工事の設計業務実績	0.50	40

※各実績の評価係数を合計したものを3(実績が2件以下でも3とする)で除した値(小数点第3位を四捨五入)を評価係数とし、評価点に乗じたものを得点とする。 ※新築工事及び改修工事の一部として実施した工事も業務実績の対象とする。

②配置予定技術者の保有資格及び専任配置の人員数(1次審査)

本業務に従事する専任の主任技術者の保有資格及び配置できる人員数を評価する。

主任技術者の保有資格	(1)保有資格の評価係数	(2)配置できる人員数	評価点
一級建築士	0.25		40
二級建築士	0.20		40

※(1)×(2)で算出した値を合計した評価係数(小数点第3位を四捨五入)に評価点を乗じたものを得点とする。

人員数の評価は最大4名までとする。

評価係数の重複カウントはしない。(保有資格の最も高い評価係数をカウントする。)

⑤技術提案書に求める特定テーマ(2次審査)

評価係数に評価点を乗じたものを得点とする。

提出された技術提案書の内容を踏まえ、審査委員の評価により評価係数を決定する。

評価項目 評価係数		評価点	判断基準		
防犯カメラシステムの提案	極めて高い	1.0		技術提案の各評価項	
	高い	0.8		目に対して、的確性	
	普通	0.6	40	(与条件の理解度が	
	やや低い	0.4]	高く、具体的な解決方	
	低い	0]	法が確認できるか)、	
門扉の改修仕様及び工事中の児	極めて高い	1.0		実現性 (実現性の可能 性が高く、提案に理論	
童生徒、学校運営の負担を軽減	高い	0.8]		
する工法の提案	普通	0.6	40	的な裏付けがある	
	やや低い	0.4	1	か)、独創性(工学的見	
	低い	0]	地に基づく独創的な	
設計業務の実施体制の提案	極めて高い	1.0		提案がされているか)	
	高い	0.8]	を考慮し総合的に判	
	普通	0.6	20	断する。	
	やや低い	0.4			
	低い	0			
コスト縮減の考え方についての	極めて高い	1.0			
提案	高い	0.8			
	普通	0.6	20		
	やや低い	0.4]		
	低い	0			

⑥価格評価

提案された価格に基づき、以下の算定式により算出された係数を配点に乗じたもの を得点とする。

価格評価係数=最低見積価額/見積価格

※最低見積価格とは、最も低く提案された提案価格とする。

提案価格が提案上限額を超えた場合は失格とする。